

平30福情答申第1号

平成30年5月25日

福岡市教育委員会 様  
(教育委員会総合図書館事業管理部運営課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成29年10月5日付け教図運第72号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「福岡市総合図書館新ビジョンの事業計画・成果指標における目標値の算出根拠

<平成30年度目標値>①入館者数5,500千人②個人貸出冊数5,200千冊③貸出利用者数1,400千人④新規登録者数45千人」に係る非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「福岡市総合図書館新ビジョンの事業計画・成果指標における目標値の算出根拠  
＜平成30年度目標値＞①入館者数5,500千人②個人貸出冊数5,200千冊③貸出利  
用者数1,400千人④新規登録者数45千人」（以下「本件対象文書」という。）につ  
いて、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下  
「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年8月3日付けで実施機関が審査請求人に対し  
て行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるもので  
ある。

2 審査請求の経過

- (1) 平成29年7月25日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平  
成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件  
対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成29年8月3日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定  
を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年9月22日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関  
に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、公文書公開請求書、審査請求書、反論意見書及び平成30年4月  
25日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 目標値は、新ビジョンが達成されたか否かの判断指標である。目標値（判断

指標)の算出根拠が不明確なことはあり得ない。何らかの根拠に基づき目標値が設定されたものとする。

(2) 根拠を明示できない曖昧な目標値であれば、新ビジョンの評価には使用できない。

(3) 公文書管理法では、経緯を含めた意思決定に至る過程などが検証できるよう作成を義務付けられている。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年3月7日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

「福岡市総合図書館新ビジョン」とは、情報化の急速な進展や、市民ニーズの高度化・多様化などの社会状況の大きな変化に対応していくため、平成26年6月に策定したものであり、平成26年度を始期とする10年間を計画期間としている。また、重点的に取り組む具体的な施策や事業については5年ごとに示すこととし、「福岡市総合図書館新ビジョン事業計画・成果指標（平成26年度～平成30年度）」を作成している。

審査請求人は、当該事業計画・成果指標における目標値の算出根拠が明記されている文書の公開を求めていると考えられる。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

「福岡市総合図書館新ビジョン」に基づく具体的な施策や事業については、総合図書館内における協議検討により計画や目標をまとめ、毎年度の進行管理や評価の方法などと併せて素案とし、福岡市総合図書館運営審議会において意見聴取のうえ一部修正を行い、「福岡市総合図書館新ビジョン事業計画・成果指標（平成26年度～平成30年度）」として作成したものである。

個々の事業計画及び事業計画全体についての目標は、計画の目的や内容、現状などからまとめたものであるが、事業推進を目指した目標項目やその数値に

関しては総合図書館内における協議において設定しており、目標値の算出根拠となる資料はないことから、本件請求にかかる対象文書は存在しないため、本件決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

審査請求人及び実施機関の主張から判断するに、審査請求人は、「福岡市総合図書館新ビジョン事業計画・成果指標」中に成果指標として記載されている、「平成30年度」における図書館入館者数、個人貸出冊数、貸出利用者数、新規登録者数に係るそれぞれの目標値について、その算出根拠や算出方法が確認できる文書の公開を求めていると解される。

そのため、本件対象文書としては、実施機関が作成又は取得した公文書で、当該目標値の算出に至った経緯が分かる文書や決定に関する文書、あるいは関係する審議会等での説明、質疑応答の記録といった文書が該当するものといえる。

##### 2 対象文書の存否について

当審査会から口頭意見陳述時に実施機関に確認したところ、当該目標値は、平成25年度の実績のほか入館者数が最も多かった平成22年度の実績等をもとに、総合図書館内における職員間の協議検討により算出した数値であるが、協議の際に用いた資料を確認することはできず、協議録等も作成されていなかったとのことであった。

また、実施機関によると、「福岡市総合図書館新ビジョン事業計画・成果指標」は、策定時に図書館運営審議会、教育委員会会議及び市議会において報告、説明を行っているが、委員等から目標値について特段質問がなかったため、実施機関から当該目標値についての発言機会がなく、議事録等も含め算出根拠等を確認できるものはないとのことであった。

以上の点を踏まえると、審査請求人が公文書公開請求を行った本件対象文書については、存在しないものといわざるを得ず、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は、結論として妥当と判断するほかない。

### 3 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、情報公開制度の趣旨に照らして以下のとおり付言する。

情報公開の目的は、市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することにある（条例第1条）。

また、情報公開制度が適切かつ円滑に運営されるためには、その前提として、公開請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが必要であることから、実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の事項を規則等で定め、これに基づき公文書を適正に管理する条例上の責務を有している（条例第41条）。

そして、この責務を具体化した福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則（平成14年教育委員会規則第13号。以下「公文書規則」という。）第6条においては、事案の処理に係る意思決定及び報告に当たっては、軽微なものを除き公文書を作成しなければならない旨定められているところである。

一般に、各行政分野において複数年度にわたる政策推進の根拠となる行政計画を策定し、その成果指標として具体的な目標値を掲げる場合には、当該目標値を設定した根拠や目標値の達成可能性等について合理的な説明を求められることが十分想定されるところである。また、事後の政策評価の場面においても、目標値の達成状況に係る検証ないし評価の前提として、その決定当時の経緯や数値の根拠がどうであったかが改めて議論され得るものであるといえることができる。

これらのことに鑑みると、実施機関が将来にわたって説明責任を果たす観点からも、本件対象文書に相当する具体的な目標値の検討過程や根拠について公文書の作成及び保存がなされていることが望ましく、今後、実施機関において同様の行政計画等を策定するに当たっては、条例の趣旨及び公文書規則にのっとり適正な公文書の管理が行われるよう要望するものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月6日	実施機関からの諮問
平成30年1月16日	実施機関が弁明意見書を提出
平成30年1月22日	審査請求人が反論意見書を提出
平成30年3月7日（第2部会）	実施機関からの口頭意見陳述・審議
平成30年4月25日（第2部会）	審査請求人からの口頭意見陳述・審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子